いわゆる「宙に浮いた年金記録」の突合作業に関する質問主意書

提出者 江田憲

可

いわゆる「宙に浮いた年金記録」 の突合作業に関する質問主意書

11 わゆる 「宙に浮いた年金記録」の突合作業に関し、 以下、 質問する。

1 地方自治体における、年金記録の原簿、 すなわち、 いわゆる手書きの 「年金台帳」 の保管状況如何。 全

部保管、 一部保管、 全部廃棄の別に、それぞれ該当自治体の数を示されたい。

2 地方自治体における、手書きの「年金台帳」をマイクロフィルム化したものの保管状況如何。 全部保

一部保管、 全部廃棄の別に、 それぞれ該当自治体の数を示されたい。

社会保険庁及び傘下の機関に、 1の年金台帳、 2のマイクロフィルムはどの程度保管されているのか。

3

4 右記1~3につき、 実態を正確に把握していないのなら、 いつまでに調査し、 公表するのか。

5 現在、 社会保険庁のコンピューター内にある 「宙に浮いた年金記録」の突合作業だけでなく、 右記

3のデータとコンピューター内にあるデータの突合作業を含め、二○○八年五月までに作業が完了すると

理解してよいか。それとも、二〇〇八年五月までという期限は、 社会保険庁のコンピューター内にある

データの突合作業だけか。後者なら、右記1~3のデータとコンピューター内にあるデータの突合作業は

いつまでに終えるのか。

- 6 費用について、どのように試算しているのか。 右記すべての突合作業に必要なシステムの開発、 明確な数字を示されたい。 運用に係るスケジュールを明示されたい。 その
- 7 6 の費用について、 税金、 すなわち国民の負担とするのは筋違いではないか。 社会保険庁 国 側の一
- 方的重過失で発生した以上、この原因を作ったすべての厚生労働省、 社会保険庁関係者に対し、その費用
- 弁償を求めるべきではないか。
- 8 年金記録」については、 コンピューター内にも、 社会保険庁が昨年八月から実施している特別相談でも、 手書きの台帳やマイクロフィルムにも記録が残っていない、 五十五件が発覚、 いわゆる 「消えた 修正さ

れたというが、

今後、

この

「消えた年金記録」について、どう対応していくのか。

- 9 はどの程度把握しているのか。 心に行われた「特例納付制度」 消えた年金記録」 については、 を利用した際、 また、全国的な実態調査を行うとのことだが、いつまでに調査し、 過去の未納年金保険料を一括して納められるよう、 納付記録が消えるケースが目立っているというが、 一九七〇年代を中 現状で
- 10 9 の 「特例納付制度」を通じた「消えた年金記録」 の原因の一つに、 本来社会保険事務所が行うべき保

るのか。

険料の徴収業務を、一部自治体が行っていたという違法な処理があったとする報道がある。このような実

態をどの程度把握しているか。今後、さらに調査する予定はあるか。

右質問する。